

報道発表資料 2024年08月23日 環境局

令和6年能登半島地震への都の対応（第93報） （災害廃棄物の広域処理における協力について）

令和6年能登半島地震の被災地では、損壊家屋等の解体・撤去に伴う災害廃棄物が大量に発生しており、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図る観点から、これらを適正かつ円滑・迅速に処理を進めることが急務となっています。

石川県内及び中部ブロック内ではすべての災害廃棄物を処理することが困難と見込まれることから、先般、環境省及び石川県から「令和6年能登半島地震により生じた災害廃棄物の処理への協力について」依頼文が発出されました。

については下記のとおり、令和6年能登半島地震における石川県内の災害廃棄物の処理について、横浜市及び川崎市と連携して、支援を行いますのでお知らせします。

記

1 広域処理が必要な主な被災市町名

石川県輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町

2 災害廃棄物等の種類

可燃ごみ（木くずを含む）

3 想定処理量

被災市町との協議による

4 想定期間

被災市町との協議による

5 処理方法概要

- 石川県内被災市町で発生した建物の解体等に伴う木くず等の災害廃棄物を、鉄道用コンテナを活用し、石川県から都内等の貨物ターミナル駅に輸送
- 都内等の貨物ターミナル駅からコンテナ運搬車により清掃工場に搬入
- 都内区市町村・一部事務組合の清掃工場において焼却処理を実施

6 その他

- 受入開始日は調整中（9月中の受入れに向け準備）

問い合わせ先
環境局資源循環推進部計画課
電話 03-5388-3576

都の組織・メールアドレス	東京都公式SNS一覧	分野からさがす	イベントカレンダー
職員採用	あなたの声をお寄せください	入札・契約情報	様式ダウンロード

東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 [交通案内](#) 電話 : 03-5321-1111(代表) 法人番号 : 8000020130001

Copyright (C) 2000~ Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.